

#### 4 指定基準の概要（人員基準及び設備基準）

##### ○医療型児童発達支援

人員基準	従業者	診療所に必要とされる従業者	・医療法に規定する必要数
		児童指導員	・1人以上
		保育士	・1人以上
		看護職員	・1人以上
		理学療法士又は作業療法士	・1人以上
		機能訓練担当職員（言語訓練等を行う場合）	・必要となる数
	管理者	・原則として専ら当事業所の管理業務に従事するもの（管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）	
設備基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療法に規定する診療所に必要とされる設備</li> <li>・指導訓練室、屋外訓練場、相談室及び調理室</li> <li>・浴室及び便所には手すり等身体の機能の不自由を助ける設備</li> <li>・階段の傾斜は緩やかにする</li> </ul>		